

労働移動支援助成金の概要

厚生労働省

事業規模の縮小等により離職を余儀なくされる労働者等に対する再就職援助を、職業紹介会社への委託や、休暇付与によって行う事業主に対して、その費用の一部を助成。また、離職を余儀なくされた労働者を、期間の定めのない労働者として雇い入れたり移籍で受け入れる事業主に対して助成。

送り出し企業



委託

職業紹介会社(民間人材ビジネス)



受け入れ企業



再就職援助の実施



※再就職援助計画
事業規模の縮小等により離職を余儀なくされる労働者の再就職援助のため、事業主が作成し、労働組合等の同意を得た上で、ハローワークの認定を受ける。

○ 求人の紹介
○ 訓練、グループワーク
・キャリアカウンセリング
・就職支援セミナー 等

離職



就職活動

受け入れ



再就職

助成

助成

都道府県
労働局

<再就職援助に対する助成> 再就職支援奨励金

支給要件

- ・事業規模の縮小等(事業転換・再編を含む)により離職を余儀なくされる労働者について作成した「再就職援助計画※」を労働局に提出
- ・離職後6カ月(45歳以上の場合は9カ月)以内に再就職を実現

<雇い入れに対する助成> 受入れ人材育成支援奨励金

支給要件

- ・再就職援助計画等の対象労働者の期間の定めのない労働者として早期雇入れ
- ・雇い入れ後にOff-JT・OJTによる訓練を実施

<移籍受け入れに対する助成> キャリア希望実現支援助成金

支給要件

- ・生涯現役企業による受入れ
- ・受け入れ後にOff-JT・OJTによる訓練を実施

参考資料No.3-1

助成額(1人あたり)

中小企業

大企業

委託時	10万円	10万円
再就職実現後	委託費用×2/3-10万円 【45歳以上の対象者は4/5】	委託費用×1/2-10万円 【45歳以上の対象者は2/3】

- ・訓練を行った場合は月6万円(上限3月)上乘せ
- ・グループワークを行った場合は1万円上乘せ
- ・対象者に求職活動のための休暇を付与した場合は1日8,000円(大企業5,000円)を助成

助成額(1人あたり)

早期雇入れ時 受入れ時	40万円
訓練実施時	・OJT 700円/時 ・Off-JT 800円/時 経費助成 上限30万円